

減額・免除とともに通勤・通学のために利用する方で下記に該当する方が対象です。

【減額】

対象者 児童育成手当受給世帯（西東京市または、東久留米市在住の方に限る）
60歳以上かつ市・都民税が非課税世帯に属している方（西東京市または、東久留米市在住の方に限る）

申請方法 減額料金を選択の上、児童育成手当を受給していることを証明する書類、非課税証明書と年齢が確認できるもの（健康保険証・住民票・パスポートなど）をアップロードしてください。

料 金

車種名	区分	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	特区分1	特区分2
自転車	一般減額	1,000	3,000	6,000	330	660
	学生減額	800	2,400	4,800	260	530

月途中からの契約は以下の料金が定額料金（1・3・6ヵ月料金）に追加されます。

- ・11日～20日に利用開始した場合：定額の約3分の2（特区分2）
- ・21日～月末に利用開始した場合：定額の約3分の1（特区分1）

【免除】

対象者 生活保護を受けている世帯に属している方（西東京市または、東久留米市在住の方に限る）
身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳）のいずれかの交付を受けている方（西東京市または、東久留米市在住の方に限る）

申請方法 生活保護受給証明書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳（愛の手帳）のいずれかをアップロードしてください。

料 金 利用料金を全額免除します。（自転車に限る）